

令和2年4月10日

保育園

学童クラブ

学童クラブ特例利用（4-6・待機児童）

やむを得ない事情による預かり

ご利用の保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局

子ども未来部長 早川 雅子

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

本日、東京都知事より各区市町村長に対して、「感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」、「社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育等を提供すること」について要請がありました。

すでに、みなさまには、北区における保育園、学童クラブ等の対応について、4月8日付で「より一層の登園・登室の自粛をお願いしたうえで、その規模を縮小して運営する」とのお知らせをさせていただいたところです。このたび、東京都知事の要請を踏まえて、改めて北区の対応をお伝えするとともに、必要な諸手続きについて別途ご連絡させていただくこととしました。

なお、縮小して運営する保育園、学童クラブ等においては、引き続き感染症防止に万全の対策を講じてまいります。万一児童や職員の感染が判明した場合には速やかに臨時休業等の措置をとることもありますので、ご理解をお願いいたします。

保護者のみなさまにおかれましては、大きな不安を抱きながらの生活が続いていることと存じますが、北区および北区教育委員会として引き続き最大限の対応と情報提供に努めてまいります。ご不明な点があれば、文末に記載の各窓口にお問合せ、ご相談ください。

記

1 受け入れ対象となる園児・児童

(1) 保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

例) 医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に
従事するもの

(2) 緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

2 緊急事態宣言を踏まえた対応の期間

5月6日（水）まで

【お問合せ・相談】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	3908-1333
学童クラブ等に関すること	子どもわくわく課	3908-9361
子育て全般、児童虐待に関する相談		
	子ども家庭支援センター	3914-9565
いじめに関する相談	教育総合相談センター	3908-1326